

同十二年

▲奉勅從六月四日始譯烏茶所進四十華嚴經、天官寺沙門廣濟譯語

同十四年

▲二月廿四日華嚴經空卷譯畢進上

同十九年

共牟尼室利三藏譯守護國界主陀羅尼經十卷、沙門智真譯語
〔宋高僧傳〕卷三

元和元年

授所譯經四部六十一卷及梵夾三口于日本僧空海〔大師請來錄〕

同五年

七月三日奉勅始譯大乘本生心地觀經、日本國沙門靈仙譯語〔石山寺古經跋〕

同六年

三月八日心地觀經十卷譯成進上賜御製序〔同上經跋、及び舊唐書御製序〕

(大正二年九月廿一日稿了)

ユール氏注マルコ・ポーロ

紀行補正二則

藤田豊八

一 Kinsay は京師の對音に非ず

Marco Polo 紀行の Suju の蘇州にして、その Kinsay の杭州なるは、固より疑ふべき餘地あるなし。たゞ Kinsay が何の對音なるやに至りては、Suju の蘇州に於けるが如く、しかく明ならず。予は之を以て京師(南宋)の對音なりとせる Yule 等諸氏の所説に異議なき能はざる者なり。

Polo は Suju に地の義あり、Kinsay に天の義ありとすへり。Odonic また Kinsay に天の城の義ありとし、Wasaki にもまた此城につきて、天堂及び天に關する曖昧なる叙述あるも、こは支那の諺語に天有

天堂、地有蘇杭といへるを誤解せるに本づけるものなること、ユール氏の指摘せし所の如し。(Yule, Marco Polo, II, 167-168) ちればこは偶々以て Kinsay の杭州たるの旁證とするに足らんも、しかもそが何の對音なるやを考定するには、毫末の價値なきものなること、殆ど言を須ぬず。

ユール氏はいふ、Kinsay は支那語京師 Kingsze を表して適切遺憾なし、こは一千一百二十七年以後宋朝の都城たりしよりして、當時の臨安、今の杭州を呼ぶに用ゐられきと。杭州は實際南宋の都城たりき。しかも是れ實際のみ、何となれば、此地は實際南宋の都城たりしも、當時特に京師の名を避けたればなり。ユール氏が當時杭州を京師と稱したりといふは臆斷のみ。宋室南渡して紹興八年都を杭に定めしや、君臣中原の恢復を忘れずらんが爲め、特に之を行在と稱し、京師とは呼ばざりし。こは宋史及び當時諸臣の奏議を讀みたらんもの、明知すること

ろ。されば宋史本紀の如き、皆な行在と書して京師といはず。而して行在の名が當時一般に用ゐられ、至元年間に及びしは、元史本紀卷九世祖至元十四年の條に、

命○中○書○省、○檄○諭○中○外、○江○南○既○平、○宋○宣○曰○亡○宋、
行○在○宜○曰○杭○州。

とあるにても知らる。されば南宋及び元初に於て、杭州はユール氏等のいへるが如く、曾て京師と稱せられずして、實は行在と呼ばれしなり。而して至元十四年に杭州と曰ふべしとの檄諭ありしも、殆ど百五十年間慣用せられたる行在なる稱呼が、一朝にして消滅すべしとは思はれず。予はかゝる理由よりして、Polo の Kinsay が京師の對音にあらずして行在 Kang-zai のそれなるべしと信するものなり。

Polo の Kinsay、Rashiduddin 等の Kingsai と
Sui Odoric 等の Kansay と Sui Margnoli 等
之を Kampsay と Sui Ibn Batuta 等の Khanst と

すべし。Kin, Khin, Can, Kamp, Khar は行の對音となし得べきと共に京のそれともなし得ざるにあらす。しかも say, Sai, Sa は之を師の對音と視んよりは、在のそれとせん方、稍々穩當なるを覺ゆ。固よりかゝるフォニチックの論議は抑々未なり。宋元の史實は斷じて Kinsey, Khingsai, Cansay, Kampsay, Kansá を以て京師の對音とするを容れざるなり。

一丁 Maabar に於ける Chinese Pagoda

ユール氏は Negapatam の東北約一英里の處に存在せし著明の塔、俗に Chinese Pagoda と稱せらるゝ(若くば稱せられし)ものゝ存在を以て、支那商船の來往せしは、Bangore 諸港なるべしとの旁證となしぬ。此塔はセメントを用ゐざる磚造にして、ヒンポウ式の建築とは根本的に相異なるも、刻文彫像なきを以て、その如何にして成りしやは、全く確證す

るに由なし。たゞ Negapatam は佛徒崇拜の靈地として有名なれば、これ亦た彼徒の手に成りしものゝ遺ならんか。一千八百四十六年に於て、此塔は三階より成り、各階は磚造有段の Cornices に依りて區劃せられ、内部は頂上に至るまで開通し、地を去る約二十英尺の處に牀板の痕跡ありき。その後一千八百五十九年に至り、痛く壞敗して修繕する能はざる状態となり、ユール氏がポーロを注せしときは、已に存在せざりしとす。(Yule Marco Polo, II, 320)

以上は所謂 Chinese Pagoda につきてユール氏の引用せる Sir W. Elliot 所説の大略なるが、たゞ Polo を始め、元時此塔につきて傳ふるところなく、僅に一千六百七十二年に至りて Baldens 氏始めてその名を記するあるのみ。その何年に成りしやの如き、從來何人も知らざりしところ。幸に元汪大淵著せるところの島夷誌略あり。その土塔の條にいふ、

居八舟之平原、木石圍遶、有土磚整塔、高數丈

漢字書云、咸道三年八月畢工、傳聞中國之人、其年故彼、爲書於石以刻之、至今不磨滅焉

と。舟は固より丹の譌なること、此の書他にも例あり。八丹は Patani の音譯にしてアラビア人の所謂 Patani、こゝには Negapatam を謂ふ。故一本彷彿に作るも、販の譌なるべし。蓋し故は形似により彷彿は音近により譌せしなり。今此文に依れば、此塔の支那人の發造せしにあらざること、畧ぼ明にして、Pattani が之を支那人に歸せしは誤れり。しかも此塔に漢文の碑あり、従つて俗に支那塔と稱するに至りしなるべく、此碑は後世に傳はらざるも、元末は汪大淵は之を目睹せしに似たり。時に重要なるは、漢字碑に咸道三年八月畢工と書せりといへる、咸道三年は西曆一千二百六十七年にして、恰も元世祖至元四年に當る。然らば此塔は實に宋末元初に成りしなり。又た傳聞中國之人、其年販彼、爲書於石以刻之といへる、當時此等諸港に支那商舶の來往せし旁證

たるべし。予は此文によりて畧ぼ所謂支那塔の秘密を發き得たるを喜ぶ。

附 泉州に於けるアラビア人

廣府即ち今の廣東に於て、唐時已に多數のアラビア人あり、且つ偉大なる勢力を有せしは、唐書に依りても畧ぼ之を證明するに難からずと雖も、泉州即ち Nankow に於て、果して然りしや否やは明ならず。爾後宋元に至りても、此港が中西通商の最大要口たりしは、東西の記録に徴して明白なるにも拘らず、多數のアラビア人あり、且つ偉大なる勢力を有せしや否やに至りて、尙ほ的確の證左なかりしなり。しかも通商の盛なりしよりして、その然りしなるべきを想像せしのみ。たゞこゝに注意すべき人物あり。蒲壽庚是なり。

蒲壽庚は、宋末元初の人、宋に事へて後ち元に降る。宋史元史並に專傳なし。たゞその事跡は元史紀

傳に散見す。世祖至元十四年三月條にいふ。

福建漳泉二郡蒲壽庚、印德傳、李珪、李公度、

皆以其城降 (卷九)

と。又同十五年三月條にいふ、

詔蒙古帶、唆都、蒲壽庚、行中書省事于福州 (卷十)

と。又同同年八月條にいふ。

詔行中書省陵都蒲壽庚等曰、諸蕃國列居東南島

嶼者、皆有慕義之心、可因蕃舶諸人、宣布朕意

誠能來朝、朕將寵禮之、其往來互市、各從所

欲 (同上)

と。又同十六年五月の條に

蒲壽庚諸下詔招海外諸蕃、不允、(同上)

と。されば蒲壽庚は元に降りし後に於て、福建市舶

の事を司どりしに似たり。而して彼は實にその以前

に於ても亦た然りしなり。元史董文炳傳(卷四十三)

に依れば、文炳世祖に見えて奏して曰く、

昔者泉州蒲壽庚以城降、壽庚素主市舶、謂宜重

其事權、使爲我扞海寇、誘諸蠻臣服、解所佩金
虎符、佩壽庚矣、惟陛下恕其事權之罪、

と。見るべし、壽庚宋時泉州に在りて市舶を主りし

を。而して壽庚の漢人にあらず、及び其の宋時に於

ける官歴の大略は、明曹學詮輿地志勝泉州志勝附郭

晉江縣條に引くところの詩話總龜に見ゆ。云ふ、

法石山在晉江城東五里、宋初陳洪進築壇山上、

以效嵩呼、又名萬歲山、有乾德四年賜額勅文、

宋末西域人蒲壽晟與弟壽庚、以互市至、咸淳末

擊海○有功、壽庚歷官至招撫使、壽晟授知吉州

不赴、勸壽晟據泉以降元、策殷定伴着黃冠野服

入法石山中、自稱處士、僞示不臣之意、忽有二

書生、因其晝寢、各投一詩、不著姓名而去、詩略

と。こゝに知る、蒲壽庚はもと西域人にして、宋末

互市を以て泉州に至りしものなるを。咸淳末海寇を

撃ちて功ありといへば、その率ゐるところの少なから

ざりしを知るべし。而して元史董文炳傳にいへる

ところと縁合して考ふれば、壽康官招撫使に至り、市舶を司どりしに似、財力と兵力とを併せ有せしが如く、故に能く泉州を擧げて元に降るを得たるなるべし。されば壽康の率ゐるところに所謂西域人の少なからざるべしといはんも、無據の想像とのみは謂ふべからず。

然らば壽康は何國の人ぞ。諸蕃志三佛齊國條にいふ、國人多姓蒲と。宋史文獻通考皆なしかいふ。三佛齊 *Sarhoza* は唐時の室利佛誓 *Sri-Bhoja* にして *Su-matra* の東部に在りき、當時此地は東西交通の要衝に當り、嶺外代答に

三佛齊國在南海之中、諸蕃水道之要衝也、東自閩婆諸國、西自大食故臨諸國、無不由其境而入中國者

といへる是なり。而して大食即ちアラビア人の當時此地に數多なりしは殆ど疑ふの餘地なく、ヒルト氏等が蒲 *B* を以て頗る多くアラビア人名に冠する *Abu*

(父の義)の省譯となし、且つ多姓蒲の一句を以て確にアラブの居留を表するものなりといへるは (*Hirth and Rockhill Chino Jukwa, 64*) 至當の見解といはざる可らず。こゝに知る蒲壽康の蒲は *Abu* の省譯にして、そのアラビア人なること略ぼ疑なきものゝ如く、況んや詩話總龜に西域人なりといへるをや、(以上ユール氏のポロ註に關係なきも序なれば附す)

(完)

法顯の行路(中)

堀 謙 徳

第四 于闐より陀歴に至る

法顯は于闐を出て、子合國に至れり、『佛國記』に之を叙して、